

守ります 税の公平

納期内納税にご協力を

今年の自動車税・軽自動車税の納付はお済みでしょうか。まだ納税していない方は、県税事務所（自動車税）・市役所（軽自動車税）またはお近くの金融機関で、できるだけ早く納付をお願いします。

納期限を過ぎても納付されないことを税の滞納と言います。税金を滞納した場合、本税額のほかに督促手数料や延滞金を納付してもらうことになったり、滞納処分の対象となったりします。滞納処分は次の手順で行われます。

◎納期限までに自動車税・軽自動車税を納税されない方



◎督促状や催告状の送付
(本税+督促手数料+延滞金)



◎滞納処分(差し押さえ)

税負担の公平性を保つため滞納処分を行います。

具体的には、納税義務者の所有する財産を差し押さえることとなります。(預貯金・給



自動車のタイヤロックを使用した差し押さえ例

与・生命保険・自動車タイヤロックなど)
所有財産の調査・把握のため、金融機関に預貯金の残高を照会したり、勤務先へ給与

◆問い合わせ先
自動車税については
土浦県税事務所 収税第2課
☎029-822-7208
軽自動車その他市税については
伊奈庁舎税務課 収納対策室
☎58-2111
(内線1141~1144)

市税の納付は定められた納期限内までに、納税者の皆さまに自主的に行ってもらうことで、これがすべての税に共通した税本来の姿です。納税が遅れると計画どおりの行政サービスが実施できないうえ、滞納整理のための費用も必要となります。
なお、自動車税・軽自動車税以外で納期限を過ぎている市税は、
●固定資産税 第1・2期
●国民健康保険税 第1・2期
●市県民税 第1期
の各市税になります。
以上の市税についても、納付が滞っていると差し押さえの対象となります。
事情があつて納付が困難な方は、お早めに市税務課収納対策室までご相談ください。

「求めています・・・若い力を!!」

～ 自衛官・防衛大学校生などを募集しています ～



種目	防衛大学校学生	防衛医科大学校学生	看護学生	2等陸・海・空士
	男子・女子	男子・女子	男子・女子	男子
受付期間	推薦 9月5日(金)～9日(火) 一般 9月8日(月)～30日(火)	9月8日(月)～30日(火)	9月8日(月)～30日(火)	年間を通じて行っています。
応募資格	高卒(見込み含む) 21歳未満	高卒(見込み含む) 21歳未満	高卒(見込み含む) 24歳未満	18歳以上27歳未満
第1次試験	推薦 9月27日(土)、28日(日) 一般 11月15日(土)、16日(日)	11月1日(土)、2日(日)	10月25日(土)	受付時にお知らせします。
第2次試験	一般 12月16日(火)～20日(土) の指定する日	12月3日(水)～5日(金) の指定する日	11月22日(土)・23日(日) の指定する日	

◆問い合わせ先・・・自衛隊茨城地方協力本部 龍ヶ崎地域事務所
☎0297-64-3351 URL <http://www.mod.go.jp/pc/ibaraki/>